

## 令和2年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和2年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を令和2年9月29日大崎地域集会所に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名  
農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 3名

欠席委員 4名

(事務局) 4名

3. 議案

議案第3号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第4号…非農地証明の審議について

議案第5号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和2年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立  
会長 挨拶

本日の署名委員(10番 ●●委員 11番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第3号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第8号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、愛媛県松山市●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、別枝字●● ●●番●● 面積 126 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 205 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 691 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 70 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 229 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番 面積 126 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 334 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 347 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 135 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●● 面積 132 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●●●● 面積 605 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●●●● 面積 1177 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●●●● 面積 173 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●●●● 面積 324 m<sup>2</sup>

別枝字●● ●●番●●●● 面積 321 m<sup>2</sup>

合計面積 4,995 m<sup>2</sup>で地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月17日事務局の●●と譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

[●●委員]

広い面積を譲渡するが何を栽培しているのか。

[事務局]

茶を栽培しております。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 9 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡越知町●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、大板字●● ●●番 面積 270 m<sup>2</sup>

大板字●● ●●番 面積 41 m<sup>2</sup>

合計面積 311 m<sup>2</sup>、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9 月 14 日事務局の●●と現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 10 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県松山市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、森山字●● ●●番● 台帳 畑 現況 畑 面積 3.3 m<sup>2</sup>

森山字●● ●●番 台帳 畑 現況 畑 面積 125 m<sup>2</sup>

森山字●● ●●番● 台帳 雑種地 現況 畑 面積 267 m<sup>2</sup>

森山字●● ●●番● 台帳 墓地 現況 畑 面積 49 m<sup>2</sup>

合計面積 444.3 m<sup>2</sup>、譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月16日事務局の●●と現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

#### 議案第4号

(非農地証明の審議について)

##### ○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、愛媛県松山市●● ●●番地●の●●さん

土地の所在は、別枝字●● ●●番● 面積 64 m<sup>2</sup>

地目は台帳は畑、現状は宅地となっています。

転用された時期は、昭和62年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在鉄筋コンクリート造の倉庫となっている。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を9月17日に事務局●●の2名で実施しました。写真で見えて頂きわかるとおり、鉄筋コンクリート造の倉庫となっており、30年以上経過しており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

#### 議案第5号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

##### ○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、香川県高松市●● ●●番地●、●●さん

土地の所在は、大西字●● ●●番●

地目は台帳、現況は畑となっております。

除外面積は 2,256 m<sup>2</sup>のうち 20 m<sup>2</sup>

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員欠席のため、事務局●●が代読。

現地確認を9月15日に事務局の●●さんと地権者の●●さんで行いました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われま

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第2号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん

土地の所在は、田村字●● ●●番●

地目は台帳、現況は畑となっております。

除外面積は 912 m<sup>2</sup>

変更の理由は近隣で、仁淀川町コミュニティーバス及び従業員の駐車場として管理事務所からの立地条件も最適であるため。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を9月24日に事務局の●●さんで行いました。

現地は国道沿いで現在は休耕状態で、申請者は高齢のため今後、耕作予定はない。用途変更後は周辺農地に悪影響は及ぼさないため、この除外は適当であると思われま

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

なし

以上で令和2年度第3回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●